

盛岡広域振興局長告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年11月25日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡鶯宿温泉線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第28地割戸沢1番9地先から第30地割上戸沢34番1地先まで	新	m 40.0～11.1	m 145.0
	旧	35.5～6.5	145.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年11月25日から同年12月25日まで